

鳥取市働き方改革セミナー企画運営業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

鳥取市働き方改革セミナーを委託するにあたり、その受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2 委託事業の概要

(1) 委託事業名

鳥取市働き方改革セミナー企画運営業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和8年2月28日までの間において受託者との協議により決定した期間

(3) 委託事業の目的

別紙「鳥取市働き方改革セミナー企画運営業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(4) 実施場所

鳥取市内(オンライン)

(5) 委託事業の内容

仕様書のとおり

(6) 契約上限額

金660千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限とする。

3 参加資格

本件公募型プロポーザルに参加できる者は、2に掲げる事業を実施しようとする者のうち、次に掲げる要件の全てを満たす単体企業とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱(平成25年4月1日制定)に基づく指名停止措置を受けている期間がない者であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。

4 参加方法

本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、7に掲げる必要書類を8に定める提出期限までに

14の担当部課へ提出すること。

5 交付資料等

(1) 交付資料

- ア 鳥取市働き方改革セミナー企画運営業務公募型プロポーザル実施要領（本書）
- イ 鳥取市働き方改革セミナー企画運営業務仕様書
- ウ 各種様式（様式第1号から様式第6号まで）

(2) 交付期間及び方法

鳥取市公式ウェブサイトに掲載するとともに、希望者には次のとおり直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和7年6月9日（月）から令和7年6月27日（金）までの日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。

イ 交付場所

14の担当部課

6 質問及び回答

(1) 質問の提出方法

本件公募型プロポーザルの実施内容に対する質問がある場合は、質問書（様式第6号）に質問事項を記入し、電子メールにより14の担当部課へ提出すること。

なお、件名は「鳥取市働き方改革セミナー企画運営業務公募型プロポーザルに関する質問（団体名）（質問日）」とし、Microsoft Word形式の質問書を電子メールに添付した上で、14のメールアドレスへ送信すること。（電話又は口頭による質問は受け付けない。）

また、質問書送信後は、必ず電話により14の担当部課へその旨を連絡すること。

(2) 質問書の提出期限

令和7年6月17日（火）午後5時（必着）

(3) 回答

質問に対する回答は、期限までに受け付けたすべての質問について、令和7年6月20日（金）までに鳥取市公式ウェブサイトへ掲載する。なお、質問が皆無であった場合は、その旨を掲載する。

7 企画提案書等の提出

参加希望者は、本要領に基づき作成した企画提案書等を次により提出するものとする。

(1) 提出期限

令和7年6月27日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

14の担当部課に持参又は郵送（書留郵便等に限る。）すること。

(3) 提出書類

- ア 公募型プロポーザル参加資格確認書 様式第1号

イ 企画提案書提出書	様式第 2 号
ウ 企画提案書	様式第 3 号
エ 応募者概要及び事業実績	様式第 4 号
オ 見積書	様式第 5 号
カ 委任状（任意様式） ※正本のみで良い	

※ 支店・営業所等を代理人とする場合に限る。

(4) 提出部数

4 部（1 部のみ正本とし、副本 3 部。）

(5) 企画提案書等を持参する場合は、事前に 14 の担当部課に電話でその旨を伝えた上で、あらかじめ調整した日時に持参すること。この場合において、担当部課への電話は、休日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間にするものとする。

(6) 提出期限後における企画提案書等の差し替え及び再提出は一切認めない。

(7) 企画提案書等の提出後に本件公募型プロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和 7 年 7 月 2 日（水）までに「辞退届」（様式は自由）を提出することにより辞退を認める。提出方法は（2）と同様とする。

(8) 企画提案書等の作成要領

ア 会社名や会社ロゴなど、提案事業者が特定できるような情報は記載しないこと。

イ 提案内容を具体的に分かりやすい内容で記載し、各項目のタイトルは、タイトル名の後に括弧書きで別記「鳥取市働き方改革セミナー企画運営業務委託業者選定審査要領」（以下「審査要領」という。）における評価項目の該当番号（No.1 から No.4 まで）を明記すること。

ウ 評価項目の詳細や委託事業の内容について記載するもの以外で、提案者が事業を実施する際のアピールポイントや独自性等は、別に記載すること。

エ 表紙・目次・本編で構成し、可能な限り分かりやすく平易な表現を用いること。なお、白黒・カラーいずれでも可とする。

オ 本編は A4 版、横書き、20 ページ以内、両面印刷とする。ただし、図表等で必要な場合のみ A3 版を折り込んで作成しても差し支えない。

カ 文字は、10 ポイント以上を使用すること。

キ 提案趣旨やアピールポイントなどを簡潔に分かりやすく記述し、意思表示は明確にすること。

ク 応募者概要及び事業実績（様式第 4）について、副本のみ会社名を消すこと。

(9) 見積書の作成要領（様式第 5 号）

ア サイズは A4 サイズとする。

イ 費用総額を示すとともに、積算項目別に費用の内訳を示すこと。

ウ 費用はすべて、税込及び税別の額をそれぞれ記載すること。

エ 企画提案書等の内容を適切に反映すること。

オ 副本のみ会社名を消すこと。

8 選定方法等

(1) 選定方法

鳥取市働き方改革セミナー企画運営業務委託に係る公募型プロポーザルの選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会は、プレゼンテーション審査を実施し、評価項目に基づき総合的に審査し順位付けを行い、最も優れた提案を行ったと認められる者を最優秀受託候補事業者として選定する。

なお、事業応募者が1者のみであった場合であっても、プレゼンテーション審査を行った上で、一定の基準を満たした者を最優秀受託候補事業者として選定する。

（２）プレゼンテーション審査の実施

提案内容について、担当部課が指定した日時にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。詳細は９のとおりとする。

（３）審査結果

審査結果は、書面により通知する。審査結果に対する質問や異議申し立ては受け付けない。

（４）選定スケジュール

項目	日時
① 募集開始	令和７年６月 ９日（月）
② 質問書提出期限	令和７年６月１７日（火）午後５時まで（必着）
③ 質問書回答期限	令和７年６月２０日（金）
④ 企画提案書等提出期限	令和７年６月２７日（金）午後５時まで（必着）
⑤ プレゼンテーション審査	令和７年７月４日（金）（予定）
⑥ 結果通知	令和７年７月中旬（予定）
⑦ 委託契約の締結	令和７年７月中旬～下旬（予定）

（５）評価項目

別紙審査要領のとおりとする。

９ 審査

（１）プレゼンテーション及びヒアリング

ア 各委員が評価基準に基づいて個別に評価採点し、その点数を合計する方法により得点を行うとともに、順位点の方法による採点を行う。これらの方法による順位の結果が異なる場合は、順位点の方法による順位を優先する。また、同点の提案者が複数となった場合には、委員の多数決で順位を決定する。ただし、各委員の採点結果の合計点が満点の５割に満たない場合は、選定の対象外とする。

イ プレゼンテーション及びヒアリングの開催日時、場所は後日、電子メールにより通知する。

なお、WEBでの実施を可とし、その方法については事務局が別途指示する。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、原則として企画提案書等の受付順に提案者ごとに個別に行い、非公開とする。

エ 審査に参加できる人数は、３名までとする。

オ 審査にパソコン等の機器を使用する際は、提案者が準備することとする。モニター、HDMIケーブルについては鳥取市（以下「市」という。）が準備する。

カ 市が準備するもののほかプレゼンテーションに必要な設備、ツール、システム等は、提案者が準

備すること。

キ 審査時間は、プレゼンテーション１５分以内、質疑応答１０分程度とする。なお、審査のための機器のセッティング時間は、この時間には含めない。

ク 審査の経緯・内容に関する問合せには、一切回答しない。

ケ 審査に係る経費は提案者の負担とする。

10 審査結果の公表

審査の結果については、鳥取市公式ウェブサイトにて次の事項を公表する。

- (１) 最優秀受託候補事業者の名称、所在地、総得点及び順位点
- (２) 事業応募者数

11 契約の締結等

本事業の委託契約については、鳥取市契約規則（昭和３９年鳥取市規則第３号）に基づき、見積額の範囲内で最優秀受託候補事業者と次のとおり締結する。

- (１) 契約締結前に、市と最優秀受託候補事業者の間で企画提案書等の内容をもとに、具体的な協議を行うものとする。なお、協議を通じて企画提案書等の内容を一部修正する場合がある。
- (２) 最優秀受託候補事業者が委託事業の全部を一括して第三者に再委託することは、認めない。委託事業の一部を委託する場合については、あらかじめ市の承諾を得ることとする。
- (３) 最優秀受託候補事業者が契約を辞退したとき又は特別な理由により最優秀受託候補事業者と契約が締結できない場合は、９の審査により順位付けした提案者の順に、順次繰り上げて契約交渉を行うものとする。

12 欠格要件

下記のいずれかに該当する場合は、該当参加希望者を失格とする。

- (１) 本実施要領３の参加資格を満たさなくなった場合。
- (２) 選定委員会委員に直接、間接を問わず本件公募型プロポーザルに関する不正な接触又は要求をした場合。
- (３) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。
- (４) 虚偽の記載がなされた場合。
- (５) 本実施要領２（６）の「契約上限額」を超える見積金額が提案された場合。
- (６) 鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱の指名停止規定に準ずる行為が認められた場合。

13 その他の留意事項

- (１) 本件公募型プロポーザルに伴う企画提案書等の作成及び提出等に係る費用の一切は提案者の負担とする。
- (２) 提出された企画提案書等は、いかなる場合においても返却しない。
- (３) 提出された企画提案書等は、他の用途には使用しない。
- (４) 企画提案書等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の法令に

基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は参加希望者及び提案者が負うものとする。

(5) 本実施要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協議により定める。

(6) 企画提案書等の無効

3に掲げる参加資格のない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は、これを無効とする。

(7) 参加費用

本件公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(8) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、基本的には市に帰属するものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 市は提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(9) 暴力団の排除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除できる旨契約書に記載するものとする。なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に市が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を市に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすること、その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他事業を下請等させること。

14 担当部課

〒680-8571 鳥取市幸町71番地

鳥取市経済観光部 経済・雇用戦略課（鳥取市役所本庁舎4階48番窓口）

電話：（0857）30－8284 ファクシミリ：（0857）20－3947

電子メール：keizai@city.tottori.lg.jp

鳥取市働き方改革セミナー企画運営業務委託業者選定審査要領

件 名：鳥取市働き方改革セミナー企画運営業務

評価基準：以下の評価項目に基づき各委員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により得点を行うとともに、順位点の方法による採点を行う。これらの方法による順位の結果が異なる場合は、順位点の方法による順位を優先する。また、同点の提案者が複数となった場合には、委員の多数決で順位を決定する。ただし、各委員の採点結果の合計点が満点の5割に満たない場合は、選定の対象外とする。

No.	評価項目	詳細	配点	係数 (傾斜)	配点
1	企画提案内容	・現状や課題を踏まえ、事業目的や必要性を十分理解した上での企画提案であるか ・セミナーの名称や内容等は、市内中小企業への訴求力が高く、魅力的なものになっているか。	5	×12	60
2	広報	・受講者が集まる効果的なプロモーションを期待できるか。	5	×4	20
3	業務遂行能力	・事業の実施体制が整っているか。 ・類似の業務実績があり、今回の業務に活かすことができるか	5	×2	10
4	創意・工夫	・仕様書に示された内容以外に独自の提案がなされているか。	5	×2	10
合計					100

評価点	採点基準
5点	非常に優れている。非常に期待できる。
4点	優れている。期待できる。
3点	普通である。一般的である。
2点	劣っている。
1点	非常に劣っている。

・項目ごとに、5から1までを0.5刻みで評価する。